

**教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）**

総務課

**1 概要**

令和6年第1回沖縄県議会（2月定例会）に知事が提出した議案「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和6年2月7日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

**2 「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」案の概要**

- (1) 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。＜第1条＞  
期末手当について、12月期の支給割合を100分の132.5に引き上げる。（第5条関係）
- (2) 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。＜第2条＞  
ア 題名を「沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に改める。  
イ 会計年度任用職員に勤勉手当を支給する。（第1条、第2条、第9条及び第11条関係）  
ウ 期末手当について、6月期の支給割合を100分の122.5に引き下げる。（第5条関係）  
エ その他所要の改正を行う。（第5条、第7条及び第8条関係）
- (3) 施行期日：公布の日（(1)については令和5年12月1日から適用し、(2)については令和6年4月1日から施行する。）

**3 臨時代理した意見の内容**

議案「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、一般職に属する常勤の職員との権衡を考慮し、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引き上げるとともに、地方自治法の一部が改正されたことを踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するものであることから、異議がない旨を回答した。

# 提出議案の概要

【総務部】

## 【議案名】

乙第5号議案 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

## 【議案提出の理由】

一般職に属する常勤の職員との権衡を考慮し、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引き上げるとともに、地方自治法の一部が改正されたことを踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する必要がある。

## 【議案の概要】

- 1 会計年度任用職員の給与について、期末手当の支給割合を引き上げる。
- 2 令和6年度から勤勉手当を支給するため、規定の整備を行う。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 この条例は公布の日から施行し、一部の規定は令和6年4月1日から施行する。なお、期末手当の改定は令和5年12月1日から適用する。

## 【説明】

- 1 一般職に属する常勤の職員との権衡を考慮した改正  
期末手当：年間の支給月数0.05月分引上げ。（年2.55月分→年2.60月分）
- 2 地方自治法の改正を踏まえた改正  
勤勉手当：令和6年度から勤勉手当を支給する。  
（期末・勤勉手当の支給月数年4.50月分）
- 3 その他所要の改正  
題名を「沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に改める。
- 4 施行期日：公布の日  
（1については令和5年12月1日から適用し、2及び3は令和6年4月1日から施行する。）

令和5年度(給与改定前)

	6月期	12月期	計
期末	1.275月	1.275月	2.55月
勤勉	-	-	-
合計	1.275月	1.275月	2.55月

令和5年度(12月期末手当0.05引上げ)

	6月期	12月期	計
期末	1.275月	1.325月	2.60月
勤勉	-	-	-
合計	1.275月	1.325月	2.60月

令和6年度以降(勤勉手当支給)

	6月期	12月期	計
期末	1.225月	1.225月	2.45月
勤勉	1.025月	1.025月	2.05月
合計	2.250月	2.250月	4.50月

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の132.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の規定により期末手当の支給を受ける職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p><b>第5条</b> 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、その任用の期間及び人事委員会規則で定める任用の期間を合算した期間が6箇月以上ある職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の規定により期末手当の支給を受ける職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6 箇月 100分の100</p> <p>(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3 箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>4 沖縄県職員の給与に関する条例第27条の2及び第27条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。</p>

沖繩県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖繩県条例第42号）新旧対照表	
改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>沖繩県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（給与の種類）</p> <p><b>第2条</b> 会計年度任用職員を受ける給与は、報酬、期末手当及び勤労手当とする。</p> <p>（報酬）</p> <p><b>第3条</b> （略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>沖繩県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（報酬）</p> <p><b>第2条</b> 会計年度任用職員の報酬は、日額、時間額又は月額で支給するものとし、その額は、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖繩県条例第53号）の規定の適用を受ける職員（以下「常勤の職員」という。）に掲げる当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の属する職務の級の給料月額を計算の基礎として、常勤の職員との権衡を考慮して人事委員会規則で定める基準に従い算定された額とする。ただし、これにより難い場合は、職務の複雑、困難、責任の度及び特殊性を考慮して、任命権者があるかじめ人事委員会と協議して定める。</p> <p>2 前項に規定する計算の基礎とする給料月額は、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の属する職務の級の直近上位の職務の級の最低の号給の額を超えないものとする。</p>

3 会計年度任用職員には、第1項に定めるもののほか、人事委員会規則で定めるところにより、常勤の職員に支給される地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の額に相当する額を報酬として支給することができる。

(報酬の支給方法等)

#### 第4条 (略)

(報酬の支給方法等)

**第3条** 会計年度任用職員の報酬の支給日は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日（沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第7条に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。ただし、任命権者が必要と認める場合は、勤務1日ごとに計算した報酬の額をその都度支給することができる。

- (1) 報酬の額が日額で定められている会計年度任用職員 その月の翌月の10日
  - (2) 報酬の額が時間額で定められている会計年度任用職員 その月の翌月の10日
  - (3) 報酬の額が月額で定められている会計年度任用職員 その月の21日
- 2 前項第3号に掲げる会計年度任用職員には、その職についた日から報酬を支給し、その職を離れた日まで報酬を支給する。
- 3 会計年度任用職員が死亡したときは、第1項第1号及び第2号に掲げる会計年度任用職員にあつてはその日まで、同項第3号に掲げる会計年度任用職員にあつてはその月まで報酬を支給する。
- 4 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、その月の報酬の額（前条第3項に規定する地域手当以外の手当に相当する額を除く。以下この項において同じ。）は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した額とする。
- (1) 第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 報酬の日額にその月において勤務した日数を乗じて得た額
  - (2) 第1項第2号に掲げる会計年度任用職員 報酬の時間額にその月において勤務した時間数を乗じて得た額
  - (3) 第1項第3号に掲げる会計年度任用職員 定められた報酬の額（第2項の規定

により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数から勤務時間を割り振らない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算した額)

5 前各項に規定するもののほか、会計年度任用職員の報酬の支給方法等については、常勤の職員の例による。

(報酬の減額)

第5条 (略)

2 前項の勤務1時間当たりの額は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した額とする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 第3条第1項に規定する報酬の日額及び同条第3項に規定する地域手当の日額に相当する額の合計額を任命権者が定める勤務時間で除して得た額
- (2) 前条第1項第3号に掲げる会計年度任用職員 第3条第1項に規定する報酬の月額及び同条第3項に規定する地域手当の月額に相当する額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第8条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、その任用の期間及び人事委員会規則で定める任用の期間を合算した期間が6箇月以上ある職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の規定により期末手当の支給を受ける職員の在職期

(報酬の減額)

第4条 前条第1項第1号及び第3号に掲げる会計年度任用職員が、任命権者が定める勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない時間1時間につき、勤務1時間当たりの額を減額する。

2 前項の勤務1時間当たりの額は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した額とする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 第2条第1項に規定する報酬の日額及び同条第3項に規定する地域手当の日額に相当する額の合計額を任命権者が定める勤務時間で除して得た額
- (2) 前条第1項第3号に掲げる会計年度任用職員 第2条第1項に規定する報酬の月額及び同条第3項に規定する地域手当の月額に相当する額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、その任用の期間及び人事委員会規則で定める任用の期間を合算した期間が6箇月以上ある職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の132.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の規定により期末手当の支給を受ける職員の在職期

間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

(削る。)

**第7条** 次の各号のいずれかにか該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた会計年度任用職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した会計年度任用職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

**第8条** 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかにか該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑

間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100分の100

(2) 5 箇月以上6 箇月未満 100分の80

(3) 3 箇月以上5 箇月未満 100分の60

(4) 3 箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額とする。

4 沖縄県職員の給与に関する条例第27条の2及び第27条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(新設)

(新設)

が定められているものに限りに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2. 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差し処分後の事情の変化を理由に、当該一時差し処分をした者に対し、その取消を申し立てることができる。

3. 任命権者は、一時差し処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差し処分を受けた者が当該一時差し処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2) 一時差し処分を受けた者について、当該一時差し処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(3) 一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差し処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4. 前項の規定は、任命権者が、一時差し処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差し処分を取り消すことを妨げるものではない。

5. 任命権者は、一時差し処分を行う場合は、当該一時差し処分を受けるべき者に対し、当該一時差し処分の際、一時差し処分の事由を記載した説明書を交付しなければ



ばならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(勤勉手当)

第9条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第3項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、その任用の期間及び人事委員会規則で定める任用の期間を合算した期間が6箇月以上ある職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じ、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の規定により勤勉手当の支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額とする。

4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第7条中「前条第1項」とあるのは「第9条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第9条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第9条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

(費用弁償)

第10条 (略)

(費用弁償)

第6条

(給与 \_\_\_\_\_ の口座振込み)

**第11条** 給与 \_\_\_\_\_ は、会計年度任用職員の申出により、その全部又は一部を口座振込みの方法により支払うことができる。

(人事委員会規則への委任)

**第12条** (略)

(報酬及び期末手当の口座振込み)

**第7条** 報酬及び期末手当は、会計年度任用職員の申出により、その全部又は一部を口座振込みの方法により支払うことができる。

(人事委員会規則への委任)

**第8条** (略)